仕様書

１．概　要

（１）件名

いわき市（以下「発注者」という。）の公共施設等（高圧契約１２件）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

（２）需要場所

別紙１（施設一覧）に掲げる市の公共施設（１２施設）及びこれに付属する施設

２．入札参加資格と必須条件

（１）入札参加資格

ア　反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と関係を有していないこと。

イ　本仕様書およびe.BID(地域活性化型電力入札)規約に同意すること。

ウ　過去１年間、需要家の責めに帰すべき事由によらない契約の終了または途中解約や需要家に重大な不利益を与える契約条件の一方的な変更を行っていないこと。

エ　受注者は、省庁、広域自治体又は基礎自治体、外郭団体等（官公庁所有施設）のいずれかに対する電力供給実績を有すること。供給先名称、契約件名及び供給期間を記載した書類を任意様式により提出すること。

オ　受注者は、直近１年以内に債務超過の状態にないこと。また、直近３年以内に会社更生法の適用を受けていないこと。

カ　市独自の入札参加資格登録、入札参加申請及び指定入札様式の提出は求めない。ただし、契約候補者に選定された事業者は、暴力団等でないことの照会に係る同意書を提出することを求める。

キ　受注者は、直近１年以内に電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受けている小売電気事業者でないこと。

（２）入札必須条件

ア　対象は、別紙（施設一覧）に掲げる施設に係る高圧１２契約とし、全対象を１グループとしてオークションを実施する。オークションのグループは請求の単位とは異なり、電気需給契約は市として１契約を締結し、請求は所管課ごとに分割する。契約者名義はいわき市長とする

イ　オークションは対象施設全体を１グループとして実施する。ただし、所管課ごとに集計した入札金額が、当該所管課の対象施設に係るオークションスタート価格の合計額をそれぞれ下回ることを受注者の選定条件とする。対象施設全体の入札総額がオークションスタート価格の総額を下回る場合であっても、いずれかの所管課において本条件を満たさない場合は選定対象としない。各施設の所属する所管課及び判定単位は、別紙（施設一覧）に定めるとおりとする。

ウ　発注者による入札内容に基づく電力需給契約（以下「対象電力需給契約」という。）締結意思表明後から契約期間満了まで、落札者が落札した入札価格や契約条件を一方的に変更しないこと。ただし、一般送配電事業者による託送料金の変更等、入札者全員に一律で変更が適用される場合に当該変更と合わせた変更を行う場合はこの限りではない。

エ　契約方式は随意契約とし、受注者が用意する電気需給約款等を用いる。

３．仕　様

（１）契約電力・使用電力量

需要場所ごとの予定契約電力、使用電力量、契約単位等は別紙に掲げるとおり。

（２）需給期間

令和９年４月１日以後の最初の検針日の０：００から令和１０年４月１日以後の最初の検針日の前日の２４：００まで（１年間）

（３）需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点。

（４）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

（５）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（６）**電源条件**

株式会社まち未来製作所（以下「まち未来」という。）から、発注者に立地する発電所の再エネ由来電気の卸供給を受けるものとする。

① **受給電源種別**：

太陽光、風力、水力、バイオマスの FIT 再エネ電気とする。

② **引渡方法**：

BG 渡しとする。

③ **卸供給電力量**：

対象となる施設の年間想定使用電力量×120%を 1 日 48 コマに割り戻した量で供給する。

④ **料金**：

当該コマの需要場所の JEPX エリアプライス＋0.3 円/kWh（税抜）×卸供給電力量を合計したものとする。

⑤ **料金算定期間**：

毎月 1 日 0:00 から当該月末日 24:00 までの 1 か月を単位とする。

⑥ **支払条件**：

料金の算定期間の末日が属する月の翌月 10 日を目途にまち未来が請求し、請求月末日までに支払うものとする。

（7）**環境証書の条件**

まち未来からFIT非化石証書を調達し、電力メニューの二酸化炭素排出係数をゼロ（調整後排出係数は０．０００００００ｔ－ＣＯ２／ｋＷｈ）とする。

① **証書の種類：**

発注者の連携自治体に立地する発電所のトラッキング付き FIT 非化石証書。

② **FIT 非化石証書の入札量：**

出品者の使用電力量をもとに、まち未来が指定する量（以下「四半期毎入札 FIT 非化石証書量」という。）とする。

③ **FIT 非化石証書の入札価格：**

落札者は、JEPX の再エネ価値取引市場において定められた価格の範囲内で、非化石証書の入札価格（税抜）を、四半期毎に開催されるオークション開催日の 7 営業日までに、まち未来に提示するものとする。

④ **FIT 非化石証書料金の支払条件：**

JEPX の再エネ価値取引市場のオークション開催日を含む月の翌月 5 営業日までにまち未来から落札者へ請求書により請求を行う。落札者は請求書が発行された月の末日までにまち未来が指定する口座へ振込む方法により支払うものとする。

⑤ **約定した FIT 非化石証書の取扱い：**

本入札案件に係る FIT 非化石証書について、まち未来が再エネ価値取引市場で約定した量は、落札者に全量供給する。

⑥ **非化石証書不足分の調達：**

当該年度の最終の JEPX の再エネ価値取引市場における入札結果として、約定した FIT 非化石証書量（四半期毎約定 FIT 非化石証書量）が、四半期毎入札 FIT 非化石証書量を下回る場合、落札者は、自らの責任において、対象電力需給契約に基づく出品者に供給する電力に必要となる不足分の非化石証書を調達し使用するものとし、まち未来は、当該不足について一切の責任を負わないものとする。

⑦ **非化石証書の提示：**

発注者よりトラッキング付き非化石証書の提示を求められる場合、特段の理由のない限り、その要望に応えること。

なお、e.BID（地域活性化型電力入札）に基づきまち未来から受注者へ卸販売する電力および非化石証書ならびにその他の付加価値(産地価値等)を他に転売等しないこと。

（8）供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（9）検針日及び計量日

ア　検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ　計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、１kWhとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

４．電気料金の算定方法等

（1）電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア　単価固定契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１、①－２、①－３、①－４、①－５及び①－６を合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約ごとかつ月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金

契約ごとかつ月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約の使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３　燃料費等調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費調整単価の変更に関する改定が発生する場合、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料調整費を請求しない場合は本項目は除外とする。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生する場合は、電力量料金に含めるものとする。

①－４　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費等調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①－５　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－６　国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

イ　高圧・単価変動型（市場連動）契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－５を合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約期間中は月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。　また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、JEPXエリアプライス、スポット取引手数料を加えた額に、月ごとに当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①－３　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。

①－４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－５　国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、 国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

ウ　単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

エ　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

（２）電力料金の支払方法：

支払い方法は、施設ごとに別紙（施設一覧）のとおりとする。振込のみ対応する施設と、クレジットカード払いを優先するが振込も可能とする施設を別紙（施設一覧）に明記する。受注者は振込に対応することとし、クレジットカード払いに対応できない場合は振込による支払いを認める。

振込の場合は、受注者が指定する口座に発注者が振り込むこととする。

（３）電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、所管課ごとに請求書及び利用明細を分割して作成するものとする。なお、請求内訳及び利用明細は施設ごとに分けて整理すること。

イ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求書及び利用明細をまち未来に提供し、発注者がまち未来が用意する専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法により、請求書及び利用明細を交付するものとする。

ウ　当該契約年度の請求は、５月の出納閉鎖を超えないものとする。容量拠出金等の追加請求についても同様とする。なお、クレジットカード払いの場合は、カード会社への請求は令和１０年４月を超えないものとする。

５．入札金額算出方法

（１）単価固定型契約

① 基本料金単価は月ごとに変更して構わない。 ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の基本料金単価を変更しないものとする。

② 従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月・各時間帯の単価を変更しないものとする。

③ 環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④ 燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

⑤ 容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥ 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦ 入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

⑧ 力率は100%とする

（２）単価変動型（市場連動）契約

① 基本料金単価は月ごとに変更して構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の単価を変更しないものとする。

② 従量料金単価に関する手数料等は月ごとに同一単価とする。

③ 環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④ JEPXエリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。

⑤ 容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。

⑥ 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適用される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者

が指定する条件に従うこと。

⑦ 入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

⑧ 力率は100%とする

６．受注者の留意事項

（１）検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

（２）緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

（３）使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

（４）重要事項

受注者（この号において、候補者を含む。）は、次のアからオまでに掲げる事項について留意しなければならない。

ア　燃料費調整に係る算定諸元の変更に関する改定が発生する場合は、発注者へ事前に協議を申し入れ、算定方法を定めるものとする。みなし小売電気事業者と同等の燃料調整費及び受注者独自の燃料調整費のいずれについても同様とする。

イ　当該地域の一般送配電事業者が定める託送料金及び損失率の見直しによる変更は、事前協議を不要とする。変更の内容及び適用時期は発注者へ通知すること。

ウ　該当地域の送配電事業者定める離島ユニバーサルサービス単価の見直しや制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

エ　容量拠出金に係る単価は、契約期間中同一とし、年度をまたぐ場合も変更は認めない。

オ　アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

（５）取次店

電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

（６）その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

（７）e.BIDの留意点

① 「【特記事項】電力需給契約および契約締結前後交付書面への記載事項について」を参照

② 入札の結果、オークションスタート価格※以下の価格にて入札をした入札者が現れず落札されなかった場合（落札はされたものの電力需給契約の締結に至らなかった場合を含む。）、まち未来とオークションスタート価格を条件として、電力需給契約（セーフティネット契約）を締結する場合がある。

※オークションスタート価格：需要家が電力需給契約を締結するための上限となる価格をいう。

③ 入札者は、e.BID(地域活性化型電力入札)を通じて、需要家と入札者間で成立した対象電力需給契約について、同契約の電気料金その他の内容を変更するにあたり、事前に当社に通知し、まち未来と合意の上で変更を実施するものとする。対象電力需給契約の延長や自動更新時については、同一条件の場合は、まち未来に通知するものとする。

（８）契約解除

発注者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、その事由を受注者に通知することにより契約を解除することができる。また、本規定により契約が解除された場合、受注者は、その損害額を発注者に支払うこと。なお、この場合、受注者は発注者にその損失の補償を請求することはできない。

ア　発注者が受注者の選定過程又は契約期間中において、受注者の不正の事実を知ったとき。

イ　天災等、受注者の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に契約を履行しないとき。

ウ　受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

エ　受注者がいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年２月22日制定）第４条第１項に規定する排除措置対象者に該当すると認められるとき。

オ　市場連動型メニューで契約する場合、発注者は１か月前に予告することにより、契約期間中であっても中途解約できるものとする。この場合、解約違約金は発生しないものとする。

【特記事項】電力需給契約および契約締結前後交付書面への記載事項について

株式会社まち未来製作所　代表取締役　青山 英明

e.BID（地域活性化型電力入札）を入札者としてご利用いただく入札者様が e.BID（地域活性化型電力入札）を用いて需要家と電力需給契約を締結する場合、**電力需給契約の契約締結前交付書面および契約締結後交付書面において、**以下の 1 から 4（3 は、入札者様が、当社から再エネ由来電気および非化石証書の供給を受ける場合に限ります。入札者様が、需要家に対して、供給する電気が再エネまたは実質再エネであることを小売供給の特性とする場合には、その旨およびその根拠（実質再エネの場合は主な電源構成）をご追記いただけますと幸いです。）までの事項をご追記いただくようお願い申し上げます。表現等については、各社様の約款や重要事項説明書等の内容を踏まえて適宜ご調整いただけますと幸いです。

また、**入札者様が需要家と締結する電力需給契約において、以下の 1 の事項をご追記**いただくようお願い申し上げます。

1.媒介事業者

電力需給契約は、以下の媒介事業者が媒介し、お客さまと当社の間で締結されます。

- **名　称**：株式会社まち未来製作所
- **代表者**：代表取締役　青山　英明
- **住　所**：〒231-0002　神奈川県横浜市中区海岸通 4-17　東信ビル 6F

2. 媒介事業者の連絡先等

- **E メール**：e-cycle@machimirai.co.jp
- **電話番号**：045-264-4502
- **受付時間**：月～金（土日祝日、年末年始を除く。）9：00～17：00

3. 環境価値

当社は、株式会社まち未来製作所より e.CYCLE で集められた再エネ由来電気とトラッキング付き非化石証書を調達し、それらを組み合わせて、[CO2 フリーの電気/実質 CO2 フリーの電気]を供給します。

ただし、電力需給契約に係る電気使用量に対して、株式会社まち未来製作所は、e.BID 規約第 13 条（免責事項）第 7 項に定められているとおり、指定された再エネ発電所の電気が

100%供給されることや再エネ発電所に由来する非化石証書が 100%使用されることを保証するものではありません。

4. その他重要な事項

株式会社まち未来製作所は、本電力需給契約に係る再エネ由来電気等の供給から得られる収益の一部を再生可能エネルギー発電所の立地自治体における地域活性化に活用します。

なお、通常準備されている**電力需給契約書および契約締結前交付書面とは別途、上記の事項を記載した書面を作成し、契約締結前交付書面の一部を兼ねるものとする場合**は、当該書面の冒頭に以下の記載をお願い致します。

「本書は、電気事業法および経済産業省令に基づき交付される契約締結前交付書面の一部であり、電力需給約款（以下「約款」といいます。）と一体となって適用され、当社とお客さまの間の供給条件となります。お客さまにおかれましては約款および本書の内容につきましてあらかじめご了承いただき、お申し込み下さい。」

また、通常準備されている**契約締結後交付書面とは別途、上記の事項を記載した書面を作成し、契約締結後交付書面の一部を構成するものとする場合**は、当該書面の冒頭に以下の記載をお願い致します。

「本書は、電気事業法および経済産業省令に基づき交付される契約締結後交付書面の一部であり、別途交付する契約締結後交付書面と一体となります。お客さまにおかれましては本書の内容をよくお読み下さい。」

以上